

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r.6.0)	1.9-8,9,10	格納容器水素イグナイタ, 可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット, ガス分析計にて使用する設備に以下の設備を追加。 ・非常用交流電源設備	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r.6.0)	1.9-9, 10, 28, 52	「非常用直流電源設備」の設備名称及び設備の位置付けを見直し（下線部参照） (旧) 設備名称：非常用直流電源設備 設備の位置付け：重大事故等対処設備（設計基準拡張） (新) 設備名称：所内常設蓄電式直流電源設備 設備の位置付け：重大事故等対処設備	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r.6.0)	1.9-19	以下の記載を適正化（下線部参照） (旧) 運転員（中央制御室）1名、 <u>運転員（現場）1名にて～</u> (新) 運転員（中央制御室）1名及び <u>運転員（現場）1名にて～</u>	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r.6.0)	1.9-19, 25	以下の記載を適正化（下線部参照） (旧) <u>なお</u> , 可搬型代替サンプリング圧縮装置から～ (新) <u>また</u> , 可搬型代替サンプリング圧縮装置から～	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r.6.0)	1.9-25	手順名称の適正化（下線部参照） (旧) <u>代替非常用発電機の代替電源設備により給電する手順</u> については, 「1.14電源の確保に関する手順等」のうち, 1.14.2.1(1)「 <u>代替非常用発電機による代替電源（交流）からの給電</u> 」にて整備する。また, 代替非常用発電機への燃料補給の手順については, 「1.14電源の確保に関する手順等」のうち, 1.14.2.4「 <u>代替非常用発電機等への燃料補給の手順等</u> 」にて整備する。 (新) <u>常設代替交流電源設備の代替電源設備により給電する手順</u> については, 「1.14電源の確保に関する手順等」のうち, 1.14.2.1(1)「 <u>代替交流電源設備による給電</u> 」にて整備する。また, 代替非常用発電機への燃料補給の手順については, 「1.14電源の確保に関する手順等」のうち, 1.14.2.4「 <u>燃料の補給手順等</u> 」にて整備する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r.6.0)	1.9-32	第1.9.3表のうち、設備名称の見直し及び記載の追加（下線部参照） (旧) 設備名称： <u>非常用直流電源設備</u> (新) 設備名称： <u>所内常設蓄電式直流電源設備</u> 記載追加： <u>※供給負荷は監視計器</u>	
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r.6.0)	1.9-36, 50	概要図（第1.9.4図），フローチャート（第1.9.12図）記載の適正化。 （下線部参照） (旧) 格納容器 (新) <u>原子炉格納容器</u>	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r.6.0)	1.9-39	第1.9.6図の記載を適正化。 ・設備名称を適正化した。（下線部参照） (旧) 「 <u>原子炉補器冷却水冷却水モニタ</u> 」 (新) 「 <u>原子炉補器冷却水モニタ</u> 」 ・不要な矢印を削除 ・凡例に「 <u>継手</u> 」を追加	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r.6.0)	1.9-52	審査基準、基準規則と対処設備との対応表（2/3）のうち、設備の記載について適正化（下線部参照） (旧)可搬型代替直流電源設備 <u>新設</u> 代替所内電気設備 <u>新設</u> (新)可搬型代替直流電源設備 <u>既設新設</u> 代替所内電気設備 <u>既設新設</u>	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r.6.0)	1.9-54, 55	添付1.9.2（電源構成図）について、各電源設備の主要設備を明確にするための補足を追記。	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r.6.0)	1.9-57	有効性評価の記載を参考に、以下の記載を適正化のため削除。 ・事象進展が早い大破断LOCA事象かつ原子炉格納容器内ウエット水素濃度が最も厳しくなる「水素燃焼」シーケンス	
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r.6.0)	1.9-59	図2について、炉心出口温度350℃到達から60分の矢印および水素濃度の値を記載。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r. 6. 0)	1. 9-66	有効性評価の記載より、格納容器破損モードの記載について「雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過温破損）」の記載を追加。（原子炉格納容器温度が141℃に到達する有効性評価を記載）	
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r. 6. 0)	1. 9-76	添付資料1.9. 8-(4)について1.9. 8-(2)と同内容を記載していたため、削除。	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r. 6. 0)	1. 9-85	MKS単位の削除。（下線部参照） ・ 図10から、原子炉格納容器内圧力が約0.09kg/cm ² （約0.09MPa）以上の時は、	
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r. 6. 0)	1. 9-86	(7) 可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットの校正方法に記載していた文末の (詳細要領について装置と合わせ現在検討中。) の記載削除。	